

さくら市告示第 21 号

さくら市桜維持管理事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 2 月 19 日

さくら市長 中村 卓資

さくら市桜維持管理事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、さくら市桜と花と緑のまちづくり条例（令和 4 年さくら市条例第 8 号）第 3 条第 2 項の規定により、市民、行政区（さくら市地域連携推進員の委嘱に関する規則（令和 2 年さくら市規則第 20 号）第 1 条に規定する行政区をいう。以下同じ。）等が市内の桜（以下「桜」という。）の維持管理等を行う事業（以下「補助事業」という。）に対し、さくら市補助金等交付規則（平成 17 年さくら市規則第 57 号。第 8 条において「規則」という。）、さくら市補助金等の交付に関する規程（平成 17 年さくら市訓令第 40 号。以下「訓令」という。）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市桜維持管理事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 行政区
- (2) さくら市桜植栽事業実施要綱（平成 25 年さくら市告示第 155 号）の規定により植栽された桜を現に管理している者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、補助事業を実施していると市長が認める団体

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、桜の維持管理に要するせん定、施肥、薬剤散布等に係る経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3割以内の額とし、5万円を上限とする。

(事業の実施期間)

第5条 補助金を交付する事業の実施期間は、令和8年度から令和9年度までとする。

(認定の申請等)

第6条 補助事業の認定を受けようとする補助対象者は、桜維持管理事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)により市長に申請しなければならない。この場合において、認定申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請された場合は、これを審査し、補助事業として認定したときは、桜維持管理事業認定通知書(様式第2号)により、当該申請した補助対象者に通知する。

(交付の申請)

第7条 訓令第3条第2項第7号に規定する申請書は、桜維持管理事業費補助金交付申請書(様式第3号)とする。

2 前項に規定する申請書には、前条第1項各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、当該書類が同項の規定により認定申請書に添えたものと同じ内容である場合は、この限りでない。

(決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、桜維持管理事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)及び桜維持管理事業費補助金交付決定指令書(様式第5号)により行う。

(変更の承認)

第9条 規則第5条の規定により交付の決定をされた補助対象者(次項において「交付決定者」という。)は、規則第6条第1項第1号の承認を求める場合は、桜維持管理事業変更承認申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認した場合は、桜維持管理事業費補助金変更承認通知書（様式第7号）及び桜維持管理事業費補助金変更決定指令書（様式第8号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号の市長が定める軽微な変更は、補助対象経費の3割以内の減額とする。

（実績報告）

第10条 訓令第3条第2項第11号に規定する実績報告書は、桜維持管理事業実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第11条 規則第16条の規定による通知は、桜維持管理事業費補助金の額の確定通知書（様式第10号）及び桜維持管理事業費補助金の額の確定指令書（様式第11号）により行うものとする。

（交付の請求）

第12条 訓令第3条第2項第10号に規定する交付請求書は、桜維持管理事業費補助金交付請求書（様式第12号）とする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。